

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）および福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福井県条例第 5 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

（1）給料表

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第 1 のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に対する住居手当の支給月額を 2,500 円とすること。

イ 期末手当および勤勉手当について

（ア）平成 21 年 12 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.5 月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.7 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を 0.8 月分とすること。

b 特定幹部職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.25 月分とすること。

（イ）平成 22 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6 月に支給される期末手当の支給割合を 1.25 月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.7 月分とすること。再任用職員については、同月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.65 月分および 0.85 月分とし、

同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.35 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分および 1.3 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第 1 号任期付研究員に適用される給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成 21 年 12 月期以降の支給割合

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.65 月分とすること。

イ 平成 22 年 6 月期以降の支給割合

6 月に支給される期末手当の支給割合を 1.45 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成 21 年 12 月期以降の支給割合

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.65 月分とすること。

イ 平成 22 年 6 月期以降の支給割合

6 月に支給される期末手当の支給割合を 1.45 月分とすること。

4 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福井県条例第 5 号）の改正

平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員または第 2 号任期付研究員（以下「減額改定対象外職員」という。）を除く。）である者にあつては、当該給料月額に 100 分の 99.73 を乗

じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
警察職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から16号給まで
教育職給料表(一)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育職給料表(二)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
研究職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から32号給まで
医療職給料表(二)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(三)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から28号給まで
	3級	1号給から4号給まで
第1号任期付研究員に適用される給料表	-	1号給
特定任期付職員に適用される給料表	-	1号給

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)

2の(2)のイおよび3の(2)のイについては、平成22年4月1日から実施すること。

(2) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成21年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(2)のイの(ア)、2の(2)のアまたは3の(2)のアによる改定後の額(以下「基準額」という。)から、(ア)および(イ)に掲げる額の合計額(同年6月1日において減額改定対象外職員であった者にあつては、(ア)に掲げる額)に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととすること。

(ア)平成21年4月1日(同月2日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては当該職員となった日(これらの日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)および教職調整額の月額合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(イ)平成21年6月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額

イ 平成21年4月1日から同年12月1日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。